

水だより



第70号

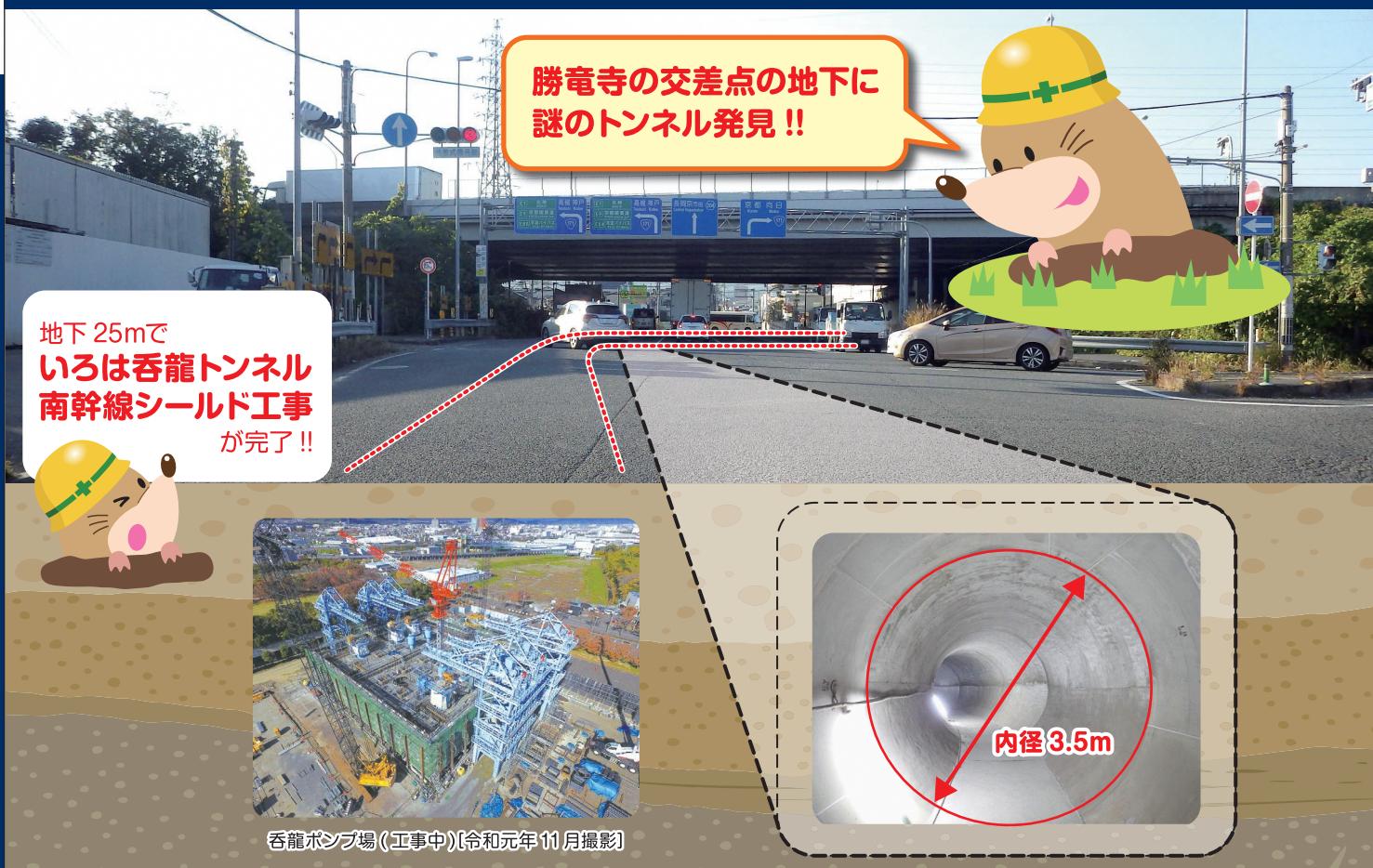
令和2年3月1日発行

発行 長岡京市上下水道部
長岡京市開田一丁目1番1号

給水人口 81,038人
(令和2年2月1日現在)

給水量 6,817,918m³
(平成31年4月～令和元年12月)

下水道普及率 99.8%
(令和元年10月1日現在)



皆さん、国道171号の地下25mにトンネルが作られていることをご存じでしょうか?

これは「いろは呑龍トンネル」という雨水を貯めて流すためのトンネルです。大雨からまちを守るために、府と市(長岡京市、向日市、京都市)が一緒になって整備を進めている事業です。府がトンネル、市が河川からの流入施設である分水施設を作ります。

トンネルの長さは約9kmで、阪急洛西口駅西側付近から国道171号を南下し、洛西浄化センター内に現在建設中の呑龍ポンプ場までつながっています。大雨が降った際は、分水施設から川のを取り込み、トンネルを経由して最終的に呑龍ポンプ場から桂川へ雨水を放流します。

市では本年度から、馬ノ池川の水をいろは呑龍トンネルへ取り込むための工事(分水施設の建設)を勝竜寺で開始しています。

※いろは呑龍トンネルとは? …雨水が流入して増水した雨水排水路から水をトンネル内に取り込み、一時的に貯留し、河川や水路へ放流することにより、浸水被害を防ごうというものです。

施設memo

いろは呑龍トンネル(桂川右岸流域下水道雨水対策事業)

対象地域: 京都市、向日市、長岡京市

幹線管渠: 北幹線(内径3.0~8.5m)、延長約5km
南幹線(内径3.5m)、延長約4km

事業経過: 平成13年 北幹線第1号管渠供用開始

平成23年 北幹線第2号、第3号管渠供用開始

事業計画: 令和2年度 暫定供用
令和5年度 完成

主な内容

- 下水道管の劣化状況を確認
- 下水の接続はお済みですか
- 正しく下水道を使いましょう
- 大門橋下流水管橋架替工事
- 工事検査手数料
- 水道の使用開始や中止の手続き
- 貯水槽の清掃・点検

下水管の劣化状況を確認しています

現在、市内には下水管が約225km、マンホールが約1万基設置されています。

管路の整備は、ほぼ完了したため、今後はこれまで埋設してきた下水管の老朽化対策が必要となってきます。



▲調査用テレビカメラを入れ…



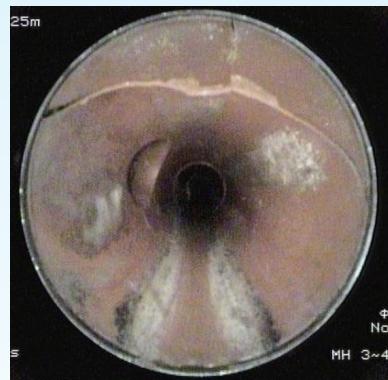
▲劣化状況や破損がないか確認します。

下水管は、普段見ることができませんが、私たちが生活で使用した水が、下水管に流れています。古いものでは設置後40年以上経過しており、経年による劣化などが生じることから老朽化対策が必要となります。

下水管は地下にあるため地上から直接点検ができません。そこでマンホールを開け、特殊なテレビカメラを下水管路に走行させて、管路の状況を確認しています。また、マンホールについては、実際に人が中に入り、劣化状況などを確認しています。



▲破損なし



▲破損あり

この調査で下水管の劣化状況を判断しランク付けをして、今後の補修計画を立てていきます。下水管は自然こう配で流すため、深い位置に埋設されており、また、管路が破損して流れなくなった場合には、新たに管路などを設置するのが困難な場合が多く、今の施設ができるだけ長く使用していく必要があります。

問 下水道施設課 施設係【分庁舎2】☎955-9723



お済みですか...? 公共下水道の接続



公共下水道の供用を開始した地域は、開始から3年の間に接続することが義務付けられています。

まだお済みでない人は、**市が指定する下水道排水設備指定工事業者**へご依頼ください。希望者は市の融資あつ旋制度がご利用できます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問 下水道施設課 施設係【分庁舎2】
☎955-9723



危険 正しく下水道を 使いましょう!

下水道へは、油類(灯油、ガソリン、食用油など)、野菜くず、髪の毛、ティッシュペーパー、ゴミ、土砂、その他有害物質を流さないようにお願いします。下水管が詰まるだけでなく、爆発事故を起こすおそれがあり、また環境汚染にもつながります。



大門橋下流水管橋架替工事

水管橋は、河川の上に架かっている水道管で、河川を横断して水道水を送るためのものです。施設整備計画に基づき、令和元年度から3カ年計画で、老朽化している大門橋下流の水管橋架替工事を実施しています。雨水による浸食を防ぐため、管の材質にステンレスを用いるほか、地震などの振動にも対応できるようになっています。



▲左岸に基礎(杭)を作る工事

▶左岸に盛土をする工事。
写真左側に架かっているのが既設水管橋



■令和各年度工事内容

- 元年度** 水管橋の下部となる基礎(杭・橋台)を作ります。それに伴い、作業スペース確保のため盛土をします。盛土から基礎までの工事を小畠川左岸(城の里側)、右岸(勝竜寺側)それぞれ行います。
- 2年度** 水管橋本体と前後の配管を行います。それに伴い、作業スペース確保のため盛土をし、仮桟橋を設置します。
- 3年度** 既設水管橋・前後配管、仮桟橋の撤去を行います。

問 水道施設課 整備係 ☎955-3145

新築などに伴う上下水道の工事には検査手数料が必要です

検査手数料とは、新築などに伴い上下水道の工事を行う場合に、適正に設計されているか、正しく工事されているか、審査及び検査を行うために必要な金額です。

【上水】4月1日から、給水工事に係る手数料が改定されます。

給水工事設計審査及び検査手数料

申請受付時期	新設、全改造	増設その他
3月31日まで	9,600円	2,600円
4月1日から	19,300円	4,300円

問 【上水】水道施設課 給水係【分庁舎2】 ☎955-9728



【下水】4月1日から、受益者負担の原則から、排水設備工事に係る手数料が必要となります。

排水設備設計審査及び検査手数料

基本料金	追加料金
便器3個以下の排水設備 5,700円	便器1個につき400円

問 【下水】下水道施設課 施設係【分庁舎2】 ☎955-9723



原水及び浄水水質検査結果 (抜粋) 採水日 9月4日

検査項目	東第2浄水場	
	混合原水	浄水
シース-1,2-ジクロロエチレン及びトランマー-1,2-ジクロロエチレン(基準値:0.04mg/L以下)	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満
トリクロロエチレン(基準値:0.01mg/L以下)	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満

注1 混合原水とは水道水の元になる水のこと、浄水処理をするため、市内にある複数の井戸からくみ上げ、浄水場に集めています。混合原水は水質基準値に規定はありませんが、水質の参考として表示しています。

注2 表中の物質は有機化合物と呼ばれるもので、自然界には存在しません。これらは溶剤等に使用され、地下水汚染物質として知られています。上下水道部では、水道原水である地下水において、これら化合物の検査を行い、水質を管理しています。

注3 測定値における「～未満」表示は、検査結果数値が、水質基準値の1/10未満の場合です。

長岡市 水質検査結果



問 水道施設課 浄水係【東第2浄水場】 ☎951-1329



最初の水は飲み水以外に！

朝一番や旅行などで長期間水を使わなかった場合は、ご家庭の給水管に水が長い間滞留したままの状態になっています。このような水は、水中の塩素が少なくなり消毒効果が薄れています。また、鉛管を使用しているご家庭では、ごくまれに鉛が水に溶けだすことがあります。

念のため、最初のバケツ一杯(約10リットル)程度の水は、飲料水以外にご使用されることをお勧めします。



問 水道施設課 給水係【分庁舎2】 ☎955-9728

水道の使用開始や中止のお手続き

お引っ越しなどにより、水道を新たにご使用になる場合やご使用を中止される場合は、事前のお手続きが必要となります。上下水道料金は、ご使用になられなくても準備料金(基本料金)がかかります。転出や長期不在の場合などはご連絡ください。

窓口や電話の場合

ご使用開始や中止を希望される日の2営業日前までにお申し込みください。

【受付時間】 平日の午前8時30分～午後5時

■必要事項

- ①ご使用開始または中止される場所の門標番号
(右写真) かご住所
- ②使用者のお名前
- ③電話番号
- ④開始または中止の希望日
- ⑤納付書の送付先



インターネットの場合

ご使用開始や中止を希望される日の3営業日前までにお申し込みください。帰宅が遅くなる場合など、いつでも簡単に手続きができる便利です。

※番地が分からない、新築住宅地などで場所が分かりにくい場合は、窓口までお越しください。

※水道のご使用は、長岡京市水道給水条例がお客様との契約内容となります。ご了解の上、お申し込みください。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

長岡京市 水道の使用



問 お客様窓口 ☎955-9540

給水装置や排水設備の新設・改造・修繕などは指定工事業者へ

給水装置や排水設備の新設・改造・修繕などをするとときは、必ず市が指定する給水装置工事業者・下水道排水設備指定工事業者へお申し込みください。市指定給水装置工事業者・下水道排水設備指定工事業者は、市ホームページをご覧いただくなか下記へご連絡ください。

問 【上水】水道施設課 給水係【分庁舎2】☎955-9728

問 【下水】下水道施設課 施設係【分庁舎2】☎955-9723

長岡京市 指定業者



1年に1度は貯水槽の清掃・点検を

ビル・マンション・病院などで使用する「水」は、多くの場合、敷地内に設置された貯水槽に一度貯めてから使用されています。衛生管理のため、容量が10m³を超える貯水槽の設置者には、年1回の貯水槽の清掃と指定機関による定期検査が法律で義務付けられています。

設置者には、安全な水が利用できるように、貯水槽の施錠や清掃、点検・検査をお願いしています。

入居されている建物の水について気になることがあれば、家主や建物の管理会社にお問い合わせください。

問 水道施設課 給水係【分庁舎2】☎955-9728



契約等のトラブルにご注意ください ～下水排水管洗浄～

近年、チラシ等による排水管洗浄等の営業活動について、上下水道部などに問い合わせが多数寄せられています。上下水道部では、宅地内の下水排水管等の点検調査及び清掃などは一切行っていません。また業者への委託も行っていません。電話等で、不審に思われる場合やご契約内容に関する不安がある場合は、すぐに下記へ確認するなど、契約等のトラブルに十分に注意してください。

問 下水道施設課 施設係【分庁舎2】
☎955-9723

ご意見、
お問い合わせは
上下水道部総務課まで



電 話 075-955-9538
F A X 075-951-2200

ホームページ <http://www.city.nagaokakyo.lg.jp/>
メールアドレス suidou@city.nagaokakyo.lg.jp